

1 環境騒音及び自動車騒音

(1) 騒音に係る環境基準について

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

- 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 ② 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第一号に規定する自動車専用道路
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

<環境基準の評価>

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- ① 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- ② 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- ③ 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- ④ 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- ⑤ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

<環境基準の地域としての評価>

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- ① 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- ② 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対象市町（19市8町）		地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市	志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
鹿屋市	奄美市		
枕崎市	南九州市		
阿久根市	伊佐市		
出水市	始良市	B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
指宿市	さつま町		
西之表市	湧水町		
垂水市	錦江町		
薩摩川内市	肝付町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
日置市	中種子町		
曾於市	瀬戸内町		
霧島市	和泊町		
いちき串木野市	知名町		
南さつま市			

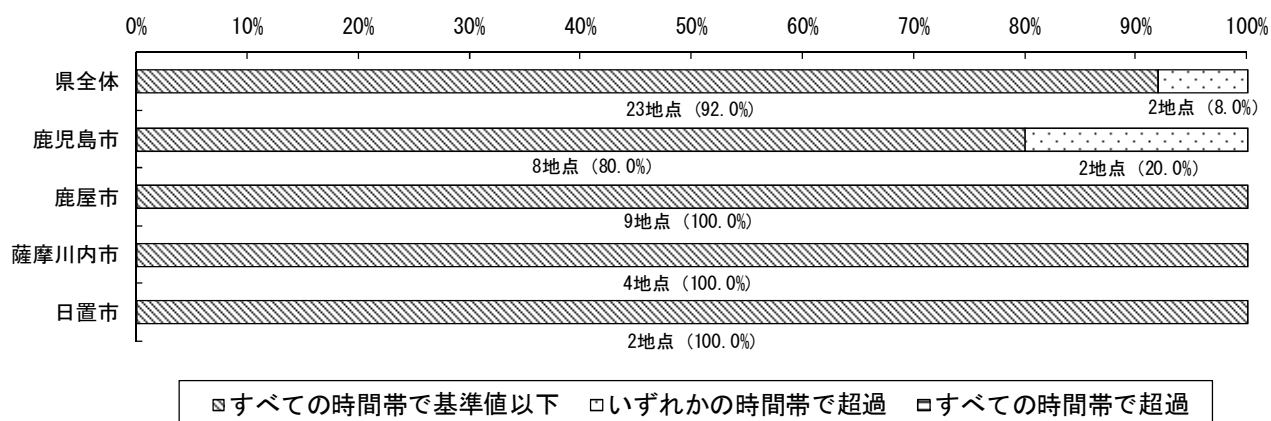
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

ウ 調査結果の概要

平成25年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

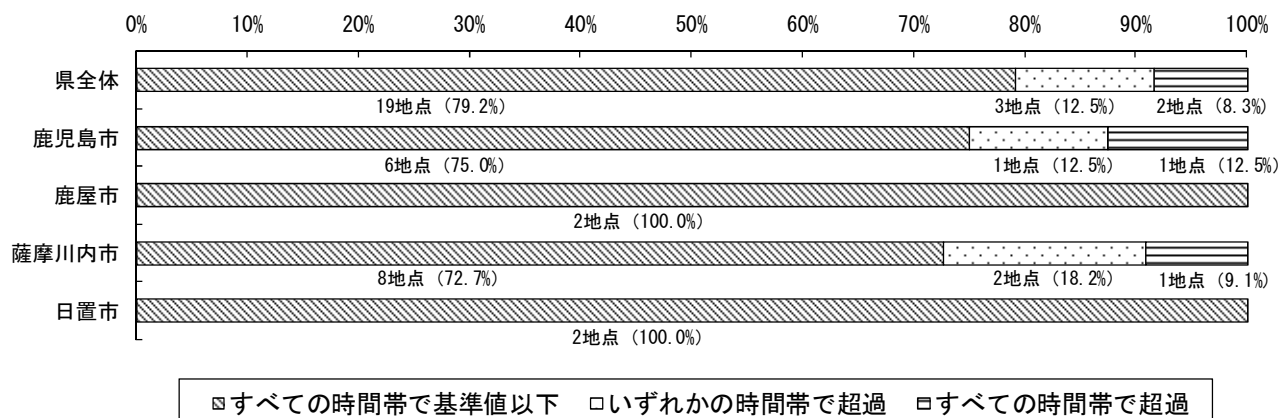
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（25地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は92.0%（23地点）、いずれかの時間帯で基準値を超過している地点は8.0%（2地点）であった。

① 騒音に係る環境基準（一般地域）の調査結果概要



(注) 本図のデータは、平成25年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

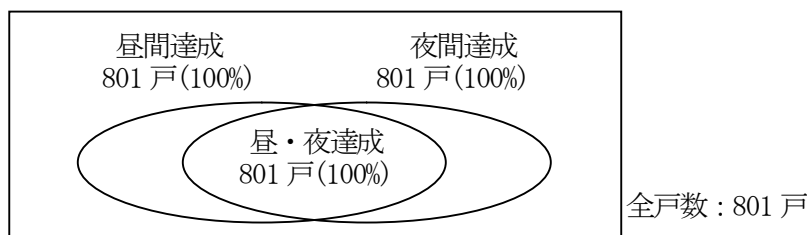
② 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、平成25年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

③ 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果<面的評価>概要

県が調査したさつま町ほか3町の計9区間における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。



(注)：市は県とは別に調査を行っている。

エ 調査結果の詳細

① 道路に面する地域以外の地域（一般地域）における騒音調査結果（市実施）

単位：デシベル(A)

市	地 点 名	用途 地域 (注)	環境 基準 類型	測定年月日	測定値	
					昼間	夜間
鹿 児 島 市	田上台一丁目	1低	A	H25. 10. 16 ~ 17	44	36
	中山二丁目	1低	A	H25. 10. 16 ~ 17	49	37
	平之町	2住	B	H25. 10. 17 ~ 18	54	49
	小川町	商	C	H25. 10. 17 ~ 18	54	48
	千日町	商	C	H25. 10. 17 ~ 18	56	53
	星ヶ峯三丁目	1低	A	H25. 10. 16 ~ 17	39	31
	明和二丁目	1低	A	H25. 10. 16 ~ 17	47	38
	荒田一丁目	1住	B	H25. 10. 17 ~ 18	49	43
	西田三丁目	1住	B	H25. 10. 16 ~ 17	52	41
	真砂町	1住	B	H25. 10. 17 ~ 18	46	43
鹿 屋 市	西原一丁目	1中	A	H26. 2. 3 ~ 4	52	37
	打馬二丁目	1中	A	H26. 3. 6 ~ 7	45	33
	札元一丁目	1低	A	H26. 3. 13 ~ 14	46	36
	寿七丁目	1低	A	H26. 3. 5 ~ 6	48	37
	新栄町	1住	B	H26. 3. 24 ~ 25	52	38
	白崎町	1住	B	H26. 3. 11 ~ 12	52	40
	新川町	準住	B	H26. 2. 24 ~ 25	51	37
	吾平町	1住	B	H26. 3. 27 ~ 28	47	34
	共栄町	商	C	H26. 2. 20 ~ 21	53	44
薩 摩 川 内 市	中郷一丁目	2中	A	H26. 2. 3 ~ 4	46	38
	天辰町	2中	A	H26. 2. 3 ~ 4	49	44
	中郷二丁目	準住	B	H26. 2. 3 ~ 4	51	43
	上川内町	準工	C	H26. 2. 3 ~ 4	55	46
日 置 市	伊集院町妙円寺一丁目	1低	A	H25. 11. 27 ~ 28	48	39
	伊集院町麦生田	1中	A	H25. 11. 27 ~ 28	51	43

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低＝第1種低層住居専用地域、2低＝第2種低層住居専用地域、1中＝第1種中高層住居専用地域、
2中＝第2種中高層住居専用地域、1住＝第1種住居地域、2住＝第2種住居地域、準住＝準住居地域、
近商＝近隣商業地域、商＝商業地域、準工＝準工業地域、工＝工業地域

② 道路に面する地域における調査結果<点的評価> (市実施)

単位：デシベル(A)

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
									鹿児島市	1		一般国道3号	福山町	上	○
2	一般国道10号	祇園之洲町	下	○	2	商	C	H25.10.17		H25.10.18	○	68	63	70	65
3	鹿児島蒲生線	大竜町	下	○	2	近商	C	H25.10.17		H25.10.18	○	64	57	70	65
4	麓重富停車場線	東佐多町	上	○	2	未	—	H25.10.16		H25.10.17	○	70	66	70	65
5	吉野公園線	吉野町	上	○	1	未	—	H25.10.16		H25.10.17	○	59	51	70	65
6	郡元鹿児島港線	新栄町	上	○	5	工	C	H25.10.17		H25.10.18	○	72	68	70	65
7	鹿児島港下荒田線	鴨池二丁目	下	○	4	近商	C	H25.10.17		H25.10.18	○	65	61	70	65
8	小松原山田線	中山二丁目	下	○	4	準住	B	H25.10.16		H25.10.17	○	67	61	70	65
鹿屋市	1	国道269号	鹿屋運動公園前	上	○	2	1中	B	H26.1.28	H26.1.29	—	68	63	70	65
	2	県道68号	鹿屋警察署前	下	○	2	近商	C	H26.1.24	H26.1.25	—	68	65	70	65
薩摩川内市	1	国道3号	御陵下町	上	—	4	1住	B	H26.2.3	H26.2.4	○	56	50	65	60
	2	県道京泊大小路	五代町	上	○	2	1住	A	H26.2.5	H26.2.6	○	65	56	70	65
	3	県道山崎川内	平佐町	上	○	2	2中	A	H26.2.20	H26.2.21	○	65	58	70	65
	4	国道267号	中郷二丁目	下	○	2	準住	B	H26.1.30	H26.1.31	○	68	60	70	65
	5	国道3号	西向田町	上	○	4	商	C	H26.1.30	H26.1.31	○	71	64	70	65
	6	県道川内串木野	神田町	下	○	2	商	C	H26.2.5	H26.2.6	○	63	56	70	65
	7	県道吉川川内	高城町	上	○	2	工	C	H26.2.5	H26.2.6	○	65	57	70	65
	8	国道3号	上川内町	下	○	2	準工	C	H26.1.30	H26.1.31	○	71	66	70	65
	9	国道328号	入来町副田	上	○	2	準住	B	H26.2.5	H26.2.6	○	67	60	70	65
	10	国道3号	川永野田町	上	○	2	外	—	H26.2.20	H26.2.21	○	70	63	70	65
	11	国道3号	都町	上	○	4	外	—	H26.1.30	H26.1.31	○	72	65	70	65
日置市	1	市道いすの木通り線	伊集院町妙円寺一丁目	上	—	2	1低	A	H25.11.27	H25.11.28	○	60	51	60	55
	2	市道文化通線	伊集院町郡	上	—	2	1住	B	H25.11.27	H25.11.28	○	64	55	65	60
	3	県道鹿児島東市来線	伊集院町下谷口	上	○	2	準住	B	H25.11.27	H25.11.28	○	68	61	70	65

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第1種低層住居専用地域、2低：第2種低層住居専用地域、1中：第1種中高層住居専用地域、

2中：第2種中高層住居専用地域、1住：第1種住居地域、2住：第2種住居地域、準住：準住居専用地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行ってはいれば「○」、それ以外は空欄

③ 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価> (県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況(達成率)															
	区分	評価 区間 延長 (km)	評価 区間数 (区間)	住居等 戸数 (戸)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
					昼・夜	昼間	夜間	住居等 戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等 戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	17.0	3	1,089	98.0%	98.6%	98.3%	413	99.0%	99.0%	99.0%	676	97.3%	98.4%	97.9%
						1,067	1,074	1,071		409	409	409		658	665	662
		一般国道	180.7	79	19,729	95.4%	96.3%	95.9%	8,163	92.1%	93.3%	92.9%	11,566	97.8%	98.4%	98.1%
						18,828	18,999	18,922		7,517	7,619	7,581		11,311	11,380	11,341
	県道	281.3	90	28,063	93.5%	94.5%	94.4%	12,089	89.9%	91.5%	91.4%	15,974	96.2%	96.7%	96.8%	
					26,235	26,513	26,505		10,873	11,059	11,045		15,362	15,454	15,460	
	4車線以上の市町村道	20.7	14	13,188	99.2%	99.5%	99.3%	6,367	98.5%	98.9%	98.5%	6,821	99.9%	99.9%	99.9%	
					13,085	13,116	13,091		6,269	6,300	6,274		6,816	6,816	6,817	
	合計		499.7	186	62,069	95.4%	96.2%	96.0%	27,032	92.7%	93.9%	93.6%	35,037	97.5%	97.9%	97.8%
						59,215	59,702	59,589		25,068	25,387	25,309		34,147	34,315	34,280
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	16.9	7	445	100.0%	100.0%	100.0%	142	100.0%	100.0%	100.0%	303	100.0%	100.0%	100.0%
						445	445	445		142	142	142		303	303	303
	県道	5.4	2	356	100.0%	100.0%	100.0%	139	100.0%	100.0%	100.0%	217	100.0%	100.0%	100.0%	
					356	356	356		139	139	139		217	217	217	
合計		22.3	9	801	100.0%	100.0%	100.0%	281	100.0%	100.0%	100.0%	520	100.0%	100.0%	100.0%	
					801	801	801		281	281	281		520	520	520	
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	17.0	3	1,089	98.0%	98.6%	98.3%	413	99.0%	99.0%	99.0%	676	97.3%	98.4%	97.9%
						1,067	1,074	1,071		409	409	409		658	665	662
		一般国道	100.6	28	12,840	94.4%	95.2%	94.4%	5,519	90.6%	91.7%	90.7%	7,321	97.2%	97.9%	97.3%
						12,118	12,228	12,127		5,000	5,059	5,005		7,118	7,169	7,122
	県道	256.2	74	25,745	93.2%	94.0%	94.2%	11,172	89.6%	90.9%	91.1%	14,573	95.9%	96.4%	96.6%	
					23,985	24,213	24,255		10,005	10,159	10,177		13,980	14,054	14,078	
	4車線以上の市町村道	20.7	14	13,188	99.2%	99.5%	99.3%	6,367	98.5%	98.9%	98.5%	6,821	99.9%	99.9%	99.9%	
					13,085	13,116	13,091		6,269	6,300	6,274		6,816	6,816	6,817	
	合計		394.5	119	52,862	95.1%	95.8%	95.6%	23,471	92.4%	93.4%	93.2%	29,391	97.2%	97.7%	97.6%
						50,255	50,631	50,544		21,683	21,927	21,865		28,572	28,704	28,679
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	347	100.0%	100.0%	100.0%	111	100.0%	100.0%	100.0%	236	100.0%	100.0%	100.0%
						347	347	347		111	111	111		236	236	236
合計		2.0	2	347	100.0%	100.0%	100.0%	111	100.0%	100.0%	100.0%	236	100.0%	100.0%	100.0%	
					347	347	347		111	111	111		236	236	236	
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	422	84.1%	96.0%	84.1%	143	65.7%	88.1%	65.7%	279	93.5%	100.0%	93.5%
						355	405	355		94	126	94		261	279	261
	県道	5.3	2	598	88.8%	97.2%	88.8%	208	76.4%	91.8%	76.4%	390	95.4%	100.0%	95.4%	
					531	581	531		159	191	159		372	390	372	
合計		16.6	7	1,020	86.9%	96.7%	86.9%	351	72.1%	90.3%	72.1%	669	94.6%	100.0%	94.6%	
					886	986	886		253	317	253		633	669	633	
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	2.8	2	320	91.9%	95.3%	92.2%	131	85.5%	93.9%	85.5%	189	96.3%	96.3%	96.8%
						294	305	295		112	123	112		182	182	183
合計		2.8	2	320	91.9%	95.3%	92.2%	131	85.5%	93.9%	85.5%	189	96.3%	96.3%	96.8%	
					294	305	295		112	123	112		182	182	183	
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	1	295	100.0%	100.0%	100.0%	108	100.0%	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%	100.0%
						295	295	295		108	108	108		187	187	187
合計		2.0	1	295	100.0%	100.0%	100.0%	108	100.0%	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%	100.0%	
					295	295	295		108	108	108		187	187	187	
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	159	100.0%	100.0%	100.0%	62	100.0%	100.0%	100.0%	97	100.0%	100.0%	100.0%
						159	159	159		62	62	62		97	97	97
合計		1.3	1	159	100.0%	100.0%	100.0%	62	100.0%	100.0%	100.0%	97	100.0%	100.0%	100.0%	
					159	159	159		62	62	62		97	97	97	
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.5	4	245	75.9%	75.9%	100.0%	115	48.7%	48.7%	100.0%	130	100.0%	100.0%	100.0%
						186	186	245		56	56	115		130	130	130
合計		1.5	4	245	75.9%	75.9%	100.0%	115	48.7%	48.7%	100.0%	130	100.0%	100.0%	100.0%	
					186	186	245		56	56	115		130	130	130	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	13.7	9	790	99.9%	99.9%	99.9%	352	100.0%	100.0%	100.0%	438	99.8%	99.8%	99.8%
						789	789	789		352	352	352		438	437	437
合計		13.7	9	790	99.9%	99.9%	99.9%	352	100.0%	100.0%	100.0%	438	99.8%	99.8%	99.8%	
					789	789	789		352	352	352		437	437	437	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分		評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
					住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間
曾於市	道路種類別の内訳	県道	9.9	6	421	100.0%	100.0%	100.0%	216	100.0%	100.0%	100.0%	205	100.0%	100.0%	100.0%
					421	421	421	216	216	216	216	205	205	205	205	
	合計	9.9	6	421	100.0%	100.0%	100.0%	216	100.0%	100.0%	100.0%	205	100.0%	100.0%	100.0%	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	13.6	3	1,162	99.7%	99.7%	100.0%	372	100.0%	100.0%	100.0%	790	99.6%	99.6%	100.0%
					1,159	1,159	1,162	372	372	372	372	790	787	787	790	
	合計	13.6	3	1,162	99.7%	99.7%	100.0%	372	100.0%	100.0%	100.0%	790	99.6%	99.6%	100.0%	
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.5	9	952	99.8%	99.8%	99.9%	387	100.0%	100.0%	100.0%	565	99.6%	99.6%	99.8%
					950	950	951	387	387	387	387	565	563	563	564	
	合計	8.5	9	952	99.8%	99.8%	99.9%	387	100.0%	100.0%	100.0%	565	99.6%	99.6%	99.8%	
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%
					269	269	269	72	72	72	72	198	197	197	197	
	合計	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	98.5%	98.5%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	97.5%	97.5%	100.0%
					1,400	1,400	1,421	582	582	582	582	839	818	818	839	
	合計	3.1	3	1,834	98.9%	98.9%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	98.0%	98.0%	100.0%	
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%
					211	211	211	77	77	77	77	134	134	134	134	
	合計	2.7	5	312	100.0%	100.0%	100.0%	119	100.0%	100.0%	100.0%	193	100.0%	100.0%	100.0%	
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	2.9	3	279	100.0%	100.0%	100.0%	124	100.0%	100.0%	100.0%	155	100.0%	100.0%	100.0%
					279	279	279	124	124	124	124	155	155	155	155	
	合計	2.9	3	279	100.0%	100.0%	100.0%	124	100.0%	100.0%	100.0%	155	100.0%	100.0%	100.0%	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、概ね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指定地域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域